

藤沢市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援について、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護と、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減並びに生活の再建を図り、もって誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で市内に住所を有する者、その家族又は遺族その他これらの者に準ずると市長が認める者をいう。
- (3) 市民等 市内に居住する者、勤務若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する機関をいう。
- (7) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。
- (8) 二次被害 犯罪等による直接的な害を被った後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関等によ

る過度な取材及び報道等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害をいう。

(9) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び害を被ることをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、地域社会で安心して暮らすことができるよう、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われるものとする。

3 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものとする。

4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉及び日常生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の発生の防止に十分に配慮して行われるものとする。

5 犯罪被害者等の支援は、市、市民等、事業者、関係機関等及び学校等が相互に連携及び協力して推進されるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせないよう十分に配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとする。

とする。

- 2 市民等は、市がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては二次被害を生じさせないように十分に配慮するとともに、市がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等が安心して暮らすために必要な各種の手續に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとする。

(総合支援窓口の設置)

第7条 市は、この条例に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等に起因して直面する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(日常生活等の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、生活資金の助成その他必要な支援を行うこと。
- (2) 犯罪等による精神的な被害を早期回復及び軽減させるため、心理相談の実施その他必要な支援を行うこと。
- (3) 犯罪等により家事等を行うことが困難となった場合に、家事に係る支援その他必要な支援を行うこと。
- (4) 犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合に、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。

(5) 犯罪等により就労及び勤務に配慮が必要となった場合に、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための措置その他必要な支援を行うこと。

(市内に住所を有しない犯罪等による被害者への支援)

第10条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被った場合には、その者が住所を有する地方公共団体と連携及び協力して、第8条に規定する支援を行うものとする。

(総合的支援体制の整備)

第11条 市は、関係機関等と連携及び協力して、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるよう、総合的な支援体制を整備するものとする。

(人材の育成)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(市民等への啓発活動等)

第13条 市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の発生を防止することの重要性について市民等の理解を深めるよう、啓発活動その他必要な施策を講ずるものとする。

(学校等との連携)

第14条 市は、学校等と連携し、学校等において児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性並びに二次被害及び再被害の発生を防止することの重要性について理解を深めるための教育活動その他必要な施策を推進するものとする。

2 市は、犯罪被害者等が児童又は生徒である場合は、学校等と連携し、安心して教育を受けることができるよう、児童又は生徒の置かれた状況に応じて十分に配慮し、必要な支援を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第15条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等

の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

（意見等の反映）

第16条 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、関係機関等及び学校等からの意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努めるものとする。

（委任）

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。